特定非営利活動促進法施行条例(平成十年十月五日佐賀県条例第四十号)

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)の施行に関 し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

- **第二条** 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で 定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事 務所の所在地
 - 三 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- 2 法第十条第一項第二号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 当該役員が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける者である場合にあって は、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し
 - 二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限の ある官公署が発給する文書
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該役員に係る前項第一号の住 民票の写しの添付を省略することができる。
 - 一 知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項第一号又は第三十条の十第一項第五号の規定により、 当該役員の本人確認情報の提供を受ける場合
 - 二 知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項第一号の規定により、当該役員の本人確認情報を利用 する場合
- 4 法第十条第三項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。) に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。

(社員総会の議事録)

- **第三条** 特定非営利活動法人は、社員総会の議事録を書面又は法第十四条の九第一項に規定する電磁的 記録をもって作成しなければならない。
- 2 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合において作成する前項の議事録には、規則で定める事項を記載しなければならない。

(定款の変更の認証申請等)

- **第三条の二** 法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法 人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならな い。
 - 一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名
 - 二 定款変更の内容及びその理由
- 2 特定非営利活動法人は、法第二十五条第六項に規定する定款の変更をしたときは、規則で定めると

ころにより、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第四条 法第二十九条の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月 以内に行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧又は謄写)

第五条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

(合併の認証申請)

- **第六条** 法第三十四条第三項に規定する合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者 の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - 三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載 された目的
- 2 第二条第二項及び第三項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(認定申請)

第七条 法第四十四条第一項の規定により同項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で 定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第八条 法第五十一条第二項の規定により有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更に関する書類の提出)

第九条 法第五十二条第二項の規定による書類の提出は、規則で定める提出書により行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

- **第十条** 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。
- 2 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を行った場合にあっては遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行う場合にあっては事前に(災害に対する援助その他緊急を要するため事前の作成が困難なときは、当該送金又は金銭の持出しを行った後遅滞なく)、行わなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧又は謄写)

第十一条 法第五十六条の規定による閲覧又は謄写については、第五条の規定を準用する。

(仮認定申請)

第十二条 法第五十八条第一項の規定により同項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(仮認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第十三条 第九条から第十一条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第九条中「第五十二条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する法第五十二条第二項」と、第十条第一項中「第五十五条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する法第五十五条第一項」と、第十条第二項中「第五十五条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する法第五十五条第二項」と、第十一条中「第五十六条」とあるのは「第六十二条において準用する法第五十六条」と読み替えるものとする。

(合併の認定申請)

第十四条 法第六十三条第一項の規定により同項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第二項の規定により同項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、それぞれの認定に係る申請書を、規則で定めるところにより、第六条第一項の規定による申請書の提出と合わせて、知事に提出しなければならない。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第十五条 法第七十四条に規定する手続について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条から第五条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

- 第十六条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。)第三条第一項の条例で定める保存は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十八条第一項及び第二項、第三十五条第一項、第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)並びに第五十四条第二項から第四項まで(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。
- 2 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、法 第十四条、第二十八条第一項、第三十五条第一項及び第五十四条第二項から第四項までの規定による 書面の作成とする。
- 3 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、 法第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において 準用する場合を含む。)並びに第五十二条第四項及び第五十四条第五項(これらの規定を法第六十二 条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。
- 4 特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、 前三項の書面の備置き、作成及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録の備置き及び作成並びに当 該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、規則で定める方法により行わな ければならない。

(規則への委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定は、同年七月 九日から施行する。